

ときがわ町空き家リフォーム工事助成金交付要綱

(目的)

第 1 条 この告示は、ときがわ町空き家情報登録・利用制度実施要綱(平成 28 年ときがわ町告示第 58 号(以下「実施要綱」という。))に規定する空き家バンクの空き家登録者及び利用登録者のうち、子育て世代及び農林業就業希望者等、若年層のときがわ町内への移住を促進するための助成金を交付することについて、ときがわ町補助金等の交付手続きに関する規則(平成 18 年規則第 43 号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家とは、実施要綱第 6 条第 3 項の規定による登録がされている物件のうち、床面積が 50 平方メートル以上の家屋であって、当該床面積の 2 分の 1 以上に相当する部分が専ら自己の居住の用に供されるものをいう。
- (2) リフォーム工事とは、前号で定める空き家について、機能維持及び向上のため行う工事をいう。
- (3) 転入日とは、他の市区町村からときがわ町に転入した日として、住民基本台帳に記録されている日をいう。
- (4) 町内建築業者とは、ときがわ町に住所を有する個人事業者又はときがわ町内に本店を有する法人で、次のいずれかに該当する者をいう。

ア ときがわ町小規模契約希望者登録に関する規程(平成 23 年ときがわ町告示第 62 号)第 4 条第 1 項に規定する小規模契約登録申請書の提出があり、名簿に登載されている者

イ ときがわ町建設工事請負等競争入札参加者の資格等に関する規程(平成 24 年ときがわ町告示第 94 号)第 9 条に規定する資格者名簿に登載されている者

(リフォーム工事助成金の交付対象者)

第3条 リフォーム工事助成金の交付対象者は、リフォーム工事の対象となる空き家1軒につき空き家所有者又は空き家利用者のいずれか1名とし、当該助成金申請日の属する年度の前年度において、納付すべき市区町村民税の滞納がない者とする。ただし、次の各号についてはリフォーム工事助成金の交付対象としない。

(1) リフォーム工事助成金の交付対象となるリフォーム工事について、他の制度による補助金若しくは助成金の交付を受けた箇所と同一又は受ける見込みのある箇所と同一の場合

(2) 空き家所有者と空き家利用者又は空き家利用者の世帯員が、民法(明治29年法律第89号)第725条に規定する親族関係にある場合

2 前項の空き家所有者は、次項に規定する空き家利用者に対し、空き家を5年以上使用させる者とする。

3 第1項の空き家利用者は、空き家を購入又は賃借をして町内に移住する者で、リフォーム工事助成金の申請日において、次の各号に掲げるすべての要件を満たした世帯の世帯主とする。

(1) 世帯員全員が町外からときがわ町内に転入し、又はリフォーム工事完了後速やかに転入する見込みであり、転入日から5年以上居住し、町内に定住する意思のある世帯

(2) 世帯員について、次のいずれかの者が含まれる世帯

ア 中学生以下の子ども

イ 共に満45歳未満の夫婦、又は共に45歳未満で婚約等の理由により夫婦に準じると町長が認めた者

ウ 町内において農林業に専ら従事する目的を持って移住する45歳未満の者

(3) 地域の一員としての自覚を持って生活する意思のある世帯

4 前2項に定める者のほか、町長が特別に認めた者について、リフォーム工事助成金の交付対象者とすることができる。

(リフォーム工事助成金の助成対象経費と施工業者)

第4条 リフォーム工事助成金の助成対象経費は、空き家建物の機能の維持及び向上のため、空き家の購入又は賃貸契約の後1年以内に着工し、かつリフォーム工事助成金申請日の属する年度の年度内に完了する総額が20万円以上の工事で、別表に掲げる工事に要する経費とする。

2 リフォーム工事の施工業者は、町内建築業者に限るものとし、ときがわ町産の木材を積極的に使用するよう努めなければならない。

3 リフォーム工事助成金の交付対象になった工事により整備された成果の所有権は、当該空き家の所有者に帰属するものとし、空き家利用者は権利を主張することができない。

(リフォーム工事助成金の額)

第5条 リフォーム工事助成金の額は、前条第1項に規定する対象経費の総額の2分の1に相当する額(その額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。)とし、50万円を限度とする。

2 リフォーム工事助成金の交付は、空き家1軒に対して1回を限度とする。

(リフォーム工事助成金の交付申請)

第6条 リフォーム工事助成金の交付を受けようとする者は、空き家の購入又は賃貸契約の後1年以内に、ときがわ町空き家リフォーム工事助成金交付申請書(様式第1号)に次の各号に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(1) ときがわ町空き家リフォーム工事助成金誓約書(様式第2号)

(2) 空き家に入居する世帯全員の住民票

(3) 申請日の属する年度の前年度分の市区町村民税に滞納がないことを証する書類

(4) 空き家の売買契約書又は賃貸借契約書の写し

(5) 空き家所有者のリフォーム工事承諾書(空き家利用者が賃貸

契約により借り受ける場合のみ。)

(6) リフォーム工事の箇所及び内容の詳細を記した書類

(7) リフォーム工事の見積書

(8) 工事施工前の現場写真

- 2 前項の規定にかかわらず、リフォーム工事助成金の対象となる空き家に入居する世帯がときがわ町内へ転入する前にリフォーム工事を実施するときは、ときがわ町空き家リフォーム工事助成金転入誓約書(様式第3号)をもって世帯全員の住民票に代えることができるものとする。この場合において、第10条の規定によるリフォーム工事实績報告書の提出時点で町内への転入が完了していることを必要とし、リフォーム工事实績報告書に前項第2号の規定による書類を添付しなければならない。

(リフォーム工事助成金の交付決定)

第7条 町長は、前条の交付申請書の提出があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、リフォーム工事助成金の交付の可否及び金額を決定し、ときがわ町空き家リフォーム工事助成金交付(変更)決定通知書(様式第4号)又はときがわ町空き家リフォーム工事助成金不交付(中止・廃止)決定通知書(様式第5号)により当該申請者に通知するものとする。

- 2 町長は、前項のリフォーム工事助成金の決定をする場合において、助成金交付の目的を達成するため必要な条件を付することができる。

(リフォーム工事助成金交付申請書の内容変更の届出)

第8条 前条の規定により決定通知書を受けた者(以下「交付決定者」という。)が第6条第1項の規定による申請の内容の変更をするときは、ときがわ町空き家リフォーム工事助成金変更申請書(様式第6号)を町長に提出しなければならない。

- 2 交付決定者は、その助成事業について中止し、又は廃止する場合は、ときがわ町空き家リフォーム工事助成金中止・廃止届出書(様式第7号)を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

3 町長は、前2項による申請若しくは届出があり内容を審査した結果、既に決定した助成金の額に変更が生じたときは、前条の規定を準用し、交付決定者に通知するものとする。

(権利譲渡の禁止)

第9条 交付決定者は、リフォーム工事助成金の交付を受ける権利を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。

(リフォーム工事实績報告書の提出)

第10条 交付決定者は、助成金に係るリフォーム工事が完了したときは、ときがわ町空き家リフォーム工事实績報告書(様式第8号)に次の各号に掲げる書類を添えて、速やかに町長に報告しなければならない。

- (1) リフォーム工事に係る領収書の写し
- (2) リフォーム工事の施工後の現場写真
- (3) 空き家に入居した世帯全員の住民票(リフォーム工事完了後に転入した場合のみ。)

(リフォーム工事助成金交付額の確定)

第11条 町長は、前条の実績報告書の提出があったときは、これを審査し、必要に応じて現地を調査し、交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、リフォーム工事助成金の額を確定し、ときがわ町空き家リフォーム工事助成金確定通知書(様式第9号)により交付決定者に通知するものとする。

(リフォーム工事助成金の請求)

第12条 交付決定者は、前条の確定通知書を受けたときは、ときがわ町空き家リフォーム工事助成金請求書(様式第10号)によりリフォーム工事助成金の請求をするものとする。

(リフォーム工事助成金の交付)

第13条 町長は、前条の請求書の提出があったときは、速やかにリフォーム工事助成金を交付するものとする。

(リフォーム工事助成金の取消し)

第14条 町長は、リフォーム工事助成金の交付を受けようとし、又

は受けた者が、次の各号に掲げる事項のいずれかに該当したときは、当該交付の決定を取消し、又は交付した助成金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により、リフォーム工事助成金の交付の決定を受けようとし、又は受けたとき。
 - (2) リフォーム工事助成金の交付を受けた者が空き家利用者である場合において、転入日から5年未満に町外へ住所を移動したとき。
 - (3) リフォーム工事助成金の交付を受けた者が空き家所有者である場合において、空き家を賃貸した日から5年未満に空き家を賃貸の目的として使用しなくなったとき。
 - (4) この告示の規定に違反したとき。
- (その他)

第15条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

別表(第4条関係)

リフォーム工事の対象経費

<p>建築物の維持及び機能向上を目的として行う当該建築物の構造部分及び付帯設備の修繕工事、模様替え工事及び増改築工事とする。(当該工事施行業者が請け負う電気設備及び給排水設備等の工事を含む。)ただし、備品購入によるリフォーム、造成工事、造園工事、外構工事、カーテン工事、取り外し可能な照明工事、水道加入金等は、リフォーム工事の対象経費に含まない。</p>	工事種別	工事内容の範囲
	修繕	<ul style="list-style-type: none"> ・屋根の葺き替え ・屋根の塗装、漆喰塗り又は補修 ・外壁の塗装、漆喰塗り又は補修 ・壁・床及び天井の補修、畳の表替え ・玄関等出入り口の補修 ・風呂釜、給湯器の修繕又は交換
	模様替え	<ul style="list-style-type: none"> ・外壁の張替え及び重ね張り ・壁の塗り替え ・壁、床、天井の張替え ・建具の取替え ・玄関等出入り口の付け替え ・間取り替え
	増改築	<p>建築物の一部を除去し、新たに建築する場合の次に掲げる事項。ただし、増築面積は10平方メートル以内であること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・居宅の一部 ・台所、風呂、便所等の改善